三七二　食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件　一四　三
三七三　食品衛生法に基づく登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更の件　一四　三
三七四　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件　一四　三
三七五　難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針　一五　三
三七六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一六　四
三七七　国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件　一六　212　二〇
三七八　厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件　一八　五
三七九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一八　五
三八〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　一八　五
三八一　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件　一八　五
三八二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の六第一項の規定により希少疾病用医薬品の指定を取り消した件　一八　五
三八三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の六第一項の規定により希少疾病用医薬品を指定した件　一八　五
三八四　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一八　215　一
三八五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　二五　三
三八六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件　二五　三
三八七　健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二五　三
三八八　労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二五　217　一二
三八九　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件　二八　六
三九〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二八　六
三九一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件　二九　222　五〇
三九二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める件　二九　222　五〇
三九三　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　二九　222　五〇
三九四　派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　二九　222　五二
三九五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件　二九　222　五四
三九六　送出事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　二九　222　五四
三九七　受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　二九　222　五五
三九八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める件　二九　222　五五
三九九　港湾労働法施行規則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める件　二九　222　五六
四〇〇　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件　二九　222　五六
四〇一　雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　三〇　七
四〇二　東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件　三〇　八